

地域特性に合わせた路上工事について

中部地方整備局 名古屋国道事務所 管理第一課

1. はじめに

名古屋国道事務所は、平成 26 年度現在、愛知県域全体の一般国道 1 号、19 号、22 号、23 号、41 号、153 号、155 号並びに 302 号の 8 路線、454 km に及ぶ直轄国道の管理を行っています。

愛知県は、都道府県別では日本一となる 509 万 9000 台余もの自動車登録台数（平成 26 年 5 月末現在）があり、自動車による移動のニーズが大変高い地域となります。また、当事務所の管理区域内には人口 226 万人余を擁する政令指定都市である名古屋市をはじめ、豊田市、岡崎市、豊橋市といった中核都市、また重要港湾や、自動車をはじめとした各種産業の拠点工場などが集積しており、当事務所が管理する直轄国道はこのような各種の経済拠点を結ぶ、交通・物流の基幹ネットワークとしての役割を担っております。

安全で安心して利用できる道路サービスの提供は、道路管理者として急務のつとめである反面、道路維持管理のため必要不可欠な路上工事による交通渋滞の発生、一定の期間での工事の集中、掘り返し等に対して、道路利用者のみならずからの不満や批判が絶えず、道路行政の大きな課題の一つであると認識しています。

このため、国土交通省では、一般に車による移動が多くなる大型連休、お盆、年末年始、年度末などの期間は路上工事を抑制するとともに、その他の期間についても工事間調整、工事方法の検討や広報による事前周知など様々な取組みを行っています。

その中で、愛知県豊田市は、日本を代表とする自動車関連工場が集中する市であり、お盆期間は、自動車関連企業のお休み期間となり、通常の工場が稼働している日と比べると、走行する車両が格段に減る状態になります。そこで名古屋国道事務所をはじめとする愛知県路上工事対策会議では、お盆時期に路上工事を行う取組みを行っています。また、その一方で、11 月は豊田市で「香嵐溪もみじまつり」や「小原四季桜まつり」が開催され、観光客の集中で大変混み合うため、路上工事の抑制の取組みをおこなっています。今回のレポートでは、こういった地域特性に合わせた路上工事について紹介いたします。

2. 愛知県路上工事対策会議における路上工事対策に関する行動計画の概要

(1) 本計画の目的

路上工事は、道路の維持管理やライフラインの整備等に必要不可欠である一方、路上工事が招く渋滞や騒音の発生、施工後の舗装段差などに対する道路利用者や沿道住民の不満は依然として高いことから、路上工事に関する対策をこれまで以上に推進する必要があります。

路上工事には、国、愛知県、市町村が実施する道路補修工事と、電気・上下水道といったライフライン関連等の企業が実施する占用工事に大別できます。

本行動計画（以下、本計画）では、これらの工事主体の連携・協働をより一層強化するとともに、県内の各地域における地域性や交通特性を踏まえ、路上工事対策の方向性を計画し、路上工事に対する県民の不満を軽減することを目的としています。

(2) 本計画の適用範囲

本計画は、愛知県内で行われる全ての路上工事（通行規制を伴う工事）を対象にしています。

(3) 本計画の運営

① 本計画の枠組み

本計画は、図-1に示す3つの組織から構成しています。

各組織は、国、県、市町村、ライフライン関連企業等の工事主体から構成することで、これらの連携・協働を図ります。

また、〇〇地域路上工事対策会議を県内10地域（図-2参照）に設置することで、各地域の地域特性や交通特性（混雑する時間帯や、沿道商業施設や工場等の影響など）を考慮した対策を推進します。

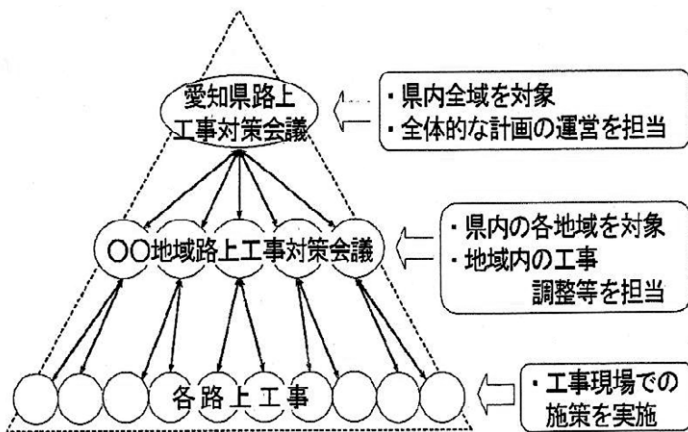


図-1 本計画の枠組み

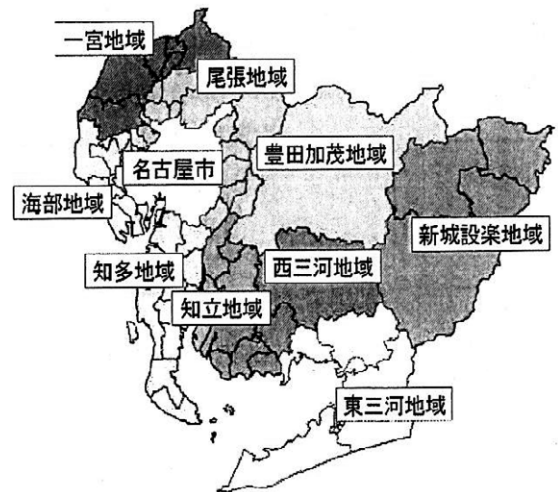


図-2 県内の各地域

② 本計画の継続的改善

本計画は、路上工事の対策状況や道路利用者の不満の状況等を踏まえ、PDCAサイクルにより、定期的な見直しを図り、継続的な改善を図ります。（図-3参照）

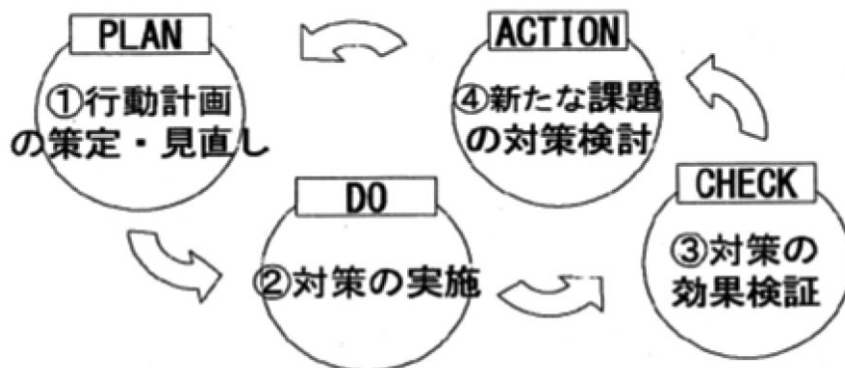


図-3 継続的改善のイメージ

（出典：愛知県における路上工事対策に関する行動計画（案）平成20年9月）

3. 豊田加茂地域における路上工事対策に関する行動計画の概要

(1) 本計画の位置付け

本行動計画は、県内全域を対象とする「愛知県路上工事対策会議」において策定された「愛知県における路上工事対策に関する行動計画」（以下「県行動計画」という。）のうち、豊田加茂地域で行う独自施策を計画するものです。独自施策以外の施策については、県行動計画に基づき、各工事において実施していくよう努力するものです。

(参考) 会議の概要

組織	組織概要	構成員
愛知県路上工事対策会議	<p>①主な役割：行動計画の全体的な運営として、取り組み方針や行動計画の定期的な見直しを行う</p> <p>②対象範囲：県内全域</p> <p>③会議の開催：会議は、毎年1回以上開催する。また、下部組織として幹事会を設置し、適宜開催する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・名古屋国道事務所 ・愛知県 建設部 ・名古屋市 緑政土木局 ・各地域の代表市町村 ・愛知県警察本部 ・名古屋市 上下水道局 ・中部電力株式会社 ・東邦ガス株式会社 ・西日本電信電話株式会社
豊田加茂地域路上工事対策会議	<p>①主な役割：地域内で実施する路上工事対策の調整を行う</p> <p>②対象範囲：豊田加茂地域（豊田市、西加茂郡 三好町^{*1}）</p> <p>③会議の開催：会議は、必要に応じて適宜開催する。また、下部組織として幹事会を設置し、適宜開催する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・名古屋国道事務所豊田維持出張所 ・愛知県豊田加茂建設事務所 ・豊田市 ・三好町^{*1} <small>*1現在のみのよし市</small> ・豊田警察署、足助警察署 ・占用企業（中部電力、東邦ガス、NTT インフラネット、豊田市上下水道局、愛知中部水道企業団）

(2) 本計画の目的

豊田加茂地域の地域性や交通特性を踏まえた路上工事に関する指針を定め、路上工事が地域住民や道路利用者に及ぼす影響を軽減することを目的としています。

(3) 本計画の運用範囲

本計画は、豊田加茂地域（豊田市及びみのよし市）内の幹線道路における路上工事（通行規制を伴う工事）を対象としています。

4. 豊田加茂地域における路上工事対策に関する施策

(1) 施策の実施方針

豊田加茂地域には、人口集中地区、工場地区、観光地区が点在しており（図－4 参照）、それぞれの地区における交通特性に特徴があります。また、道路規模についても豊田加茂地域と他地域を結ぶ幹線道路からセンターラインのない生活道路まで様々です。

このため、本計画が推進する路上工事対策は、対象地域の全域で画一的に行うのではなく、それぞれの地区の特徴や道路の規模に応じて実施します。

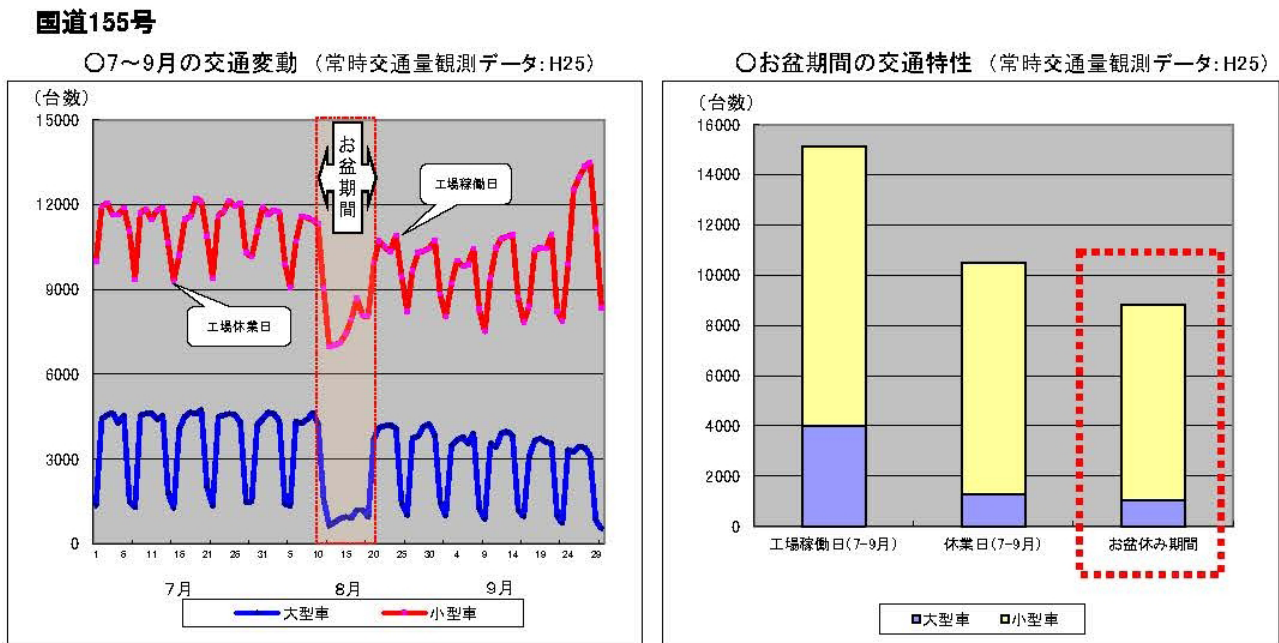


図－4 豊田加茂地域の地区区分

（出典；豊田加茂地域における路上工事対策に関する行動計画 平成 21 年 10 月）

5. 豊田地区でお盆期間に集中的に工事をします

表－1 お盆期間の交通特性



お盆期間の豊田市の交通特性として、自動車関連企業が立ち並ぶ国道 155 号を例にして見てみると、表-1 の 7~9 月の交通変動から分かるようにお盆期間の工場の休業により、部品等の運送をしている大型車及び、通勤等に利用する小型車のいずれとも工場稼働日に比べ格段に減ります。また、その減り方は自動車関連企業従業員の帰省等から工場休業日の通行台数以下になることが分かります。

表-1 の右のグラフから全体の交通台数について見てみると、工場稼働日の 15,000 台に比べお盆休み期間は 9,000 台と 40%減っていることが分かります。

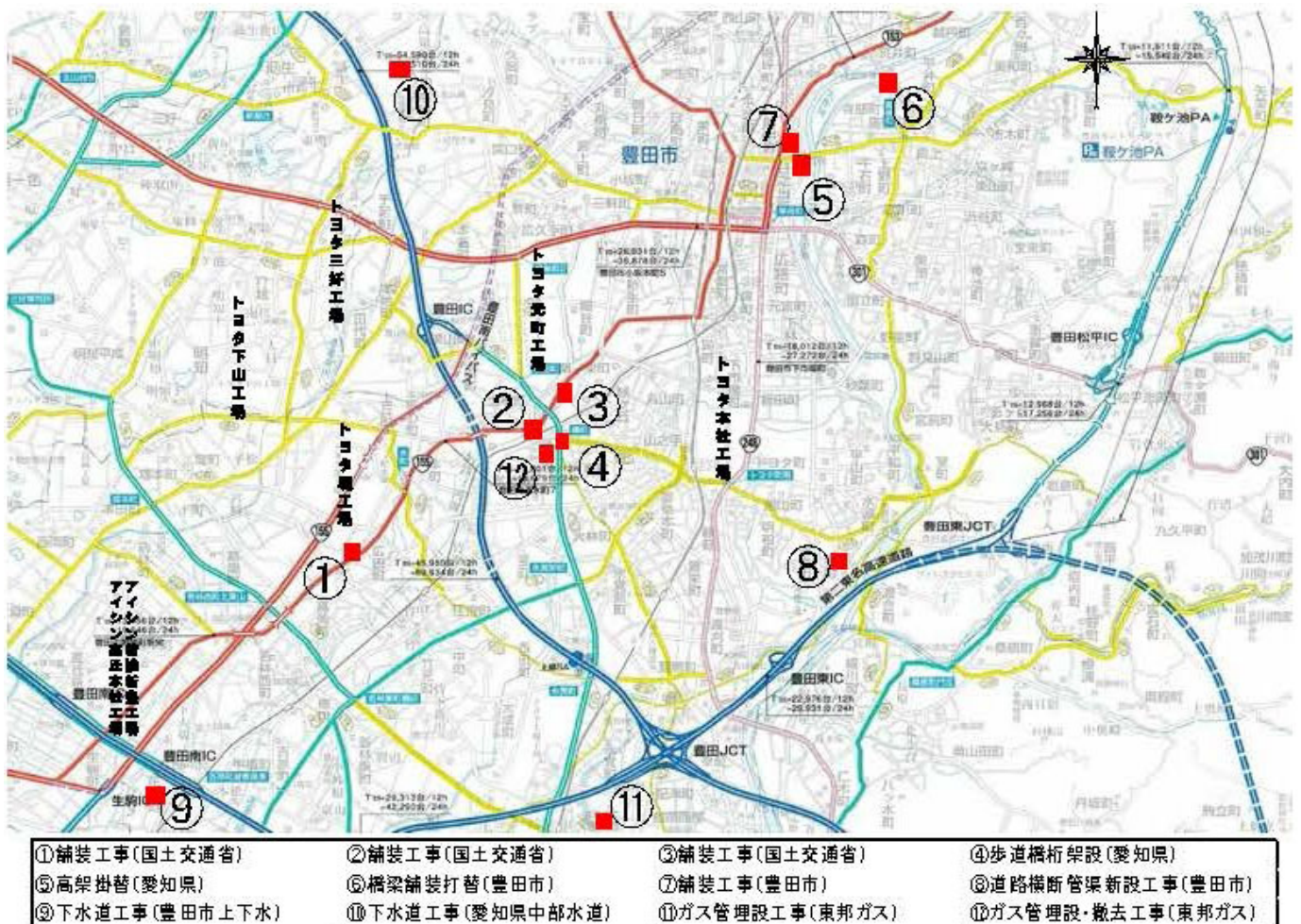
そこで愛知県路上工事対策会議では、路上工事問題に対応するため、豊田地区において、お盆期間に交通量が減少することが想定される道路について、工事を行うこととしています。

一般的に、お盆期間は道路工事を抑制して、帰省者や観光客で道路が混雑することに対応していますが、豊田市中心市街地では、お盆期間は、自動車関連工場が休業するため、部品等を輸送している車両が減り、周辺の道路の交通量はむしろ減る状況です。

また、お盆期間中に工事を実施することにより、交通量の多い平日の工事を減らし、交通への影響を緩和させる路上工事対策に寄与することもできます。

このことから、国、県、市、占用事業者が一体となって集中的に工事を実施します。(平成 26 年度、お盆期間に豊田地区で実施予定の工事は図-5 及び表-2 参照)

図-5 位置図



表－２ お盆期間中に実施する工事リスト（豊田地区）

整理番号	発注機関名	路線名	場所	規制内容	規制期間	規制時間	工事内容
①	国土交通省	国道155号	豊田市堤町	片側交互通行	8月11日(月)	9:00～17:00	舗装工事(ハンドホール補修)
②	国土交通省	国道155号	豊田市土橋町	片側交互通行 (移動規制)	8月12日(火)	9:00～17:00	舗装工事(欠損部補修工)
③	国土交通省	国道155号	豊田市鴻ノ巣町	1/2車線規制 (移動規制)	8月12日(火)	9:00～17:00	舗装工事(欠損部補修工)
④	愛知県	(一)豊田環状線	豊田市曙町	車両通行止め	8月9日(土)	22:00～5:00	歩道橋桁架設
⑤	愛知県	市道白浜線	豊田市日之出町	車両通行止め	8月9日(土)～17日(日)	終日	高橋(一)則定豊田線) 架け替えのため
⑥	豊田市	市道荒井高橋線	平成記念橋 (豊田市荒井町、川田町)	北側方向2車線のうち 1車線規制 (1/2車線規制)	8月9日(土)～17日(日)	9:00～17:00	橋梁舗装代替工事
⑦	豊田市	市道白浜線	豊田市陣中町	車両通行止め	8月9日(土)～17日(日)	9:00～17:00	舗装工事
⑧	豊田市	市道林中道線	豊田市今町	車両通行止め	8月9日(土)～17日(日)	終日	矢尻川付替工事に伴う 道路横断管渠新設
⑨	豊田市上下水道局	市道花園台1号線ほか	豊田市花園町	車両通行止め	8月9日(土)～12日(火)	9:00～17:00	下水道工事
⑩	愛知中部水道企業団	みよし市道三好ヶ丘駅前線	みよし市筋生町辰巳山	片側交互通行	8月9日(土)～12日(火)	9:00～17:00	上水道管布設工事
⑪	東邦ガス	市道 北郷北小群線	豊田市榎塚西町地内	片側交互通行	8月9日(土)～12日(火)	9:00～17:00	ガス管理設工事
⑫	東邦ガス	県道 豊田安城線	豊田市曙町～寿町	歩道通行止 1/2車線規制	8月9日(土)～15日(金)	9:00～17:00	ガス管理設・撤去工事

6. お盆期間の集中工事の検証

表－３ 平成26年度 お盆期間の集中工事による渋滞長一覧

(単位：メートル)

整理番号	発注機関名	路線名	場所	規制期間	規制時間	9日 (土)	10日 (日)	11日 (月)	12日 (火)	13日 (水)	14日 (木)	15日 (金)	16日 (土)	17日 (日)
④	愛知県	(一)豊田環状線	豊田市曙町	8月9日(土) ※雨天順延	22:00～5:00	-	-	390	-	-	-	-	-	-
⑥	豊田市	市道荒井高橋線	平成記念橋 (荒井町、川田町)	8月9日(土) ～17日(日)	終日	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑦	豊田市	市道白浜線	陣中町ほか	8月9日(土) ～17日(日)	9:00～17:00	200	-	100	-	150	100	-	0	100
⑧	豊田市	市道林中道線	今町4丁目	8月9日(土) ～17日(日)	終日	0	0	0	0	0	0	0	0	0
追加	中部電力	国道419号	豊田市深見町	8月14日 (木)～15日 (金)	9:00～17:00	-	-	-	-	-	休工	500	-	-
追加	中部電力	県道東大見岡崎線	豊田市下山田代町	8月11日(月) ～15日(金) うち2日	9:00～17:00	-	-	-	0	-	-	-	-	-
追加	東邦ガス	市道 北郷北小群線	豊田市榎塚西町地内	8月9日(土) ～12日(火)	9:00～17:00	0	休工	休工	-	-	-	-	-	-
追加	国土交通省	国道153号	豊田市小田木町 56.8kp 下り	8月11日	10:15～14:45	-	-	150	-	-	-	-	-	-

工事中止や追加工事の結果、平成26年度お盆期間※に表－3のとおり8工事を実施しました。

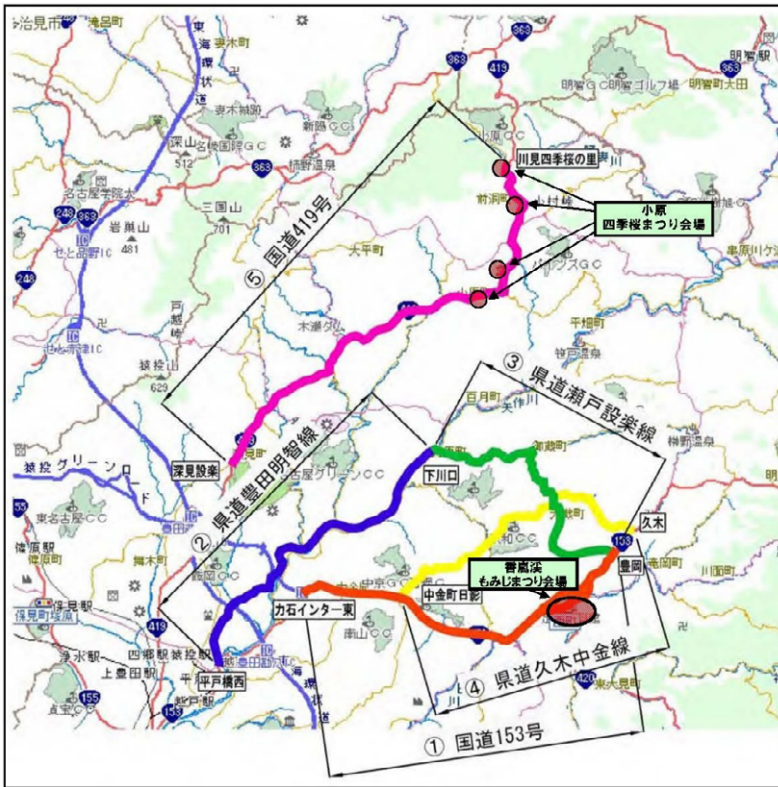
8工事中渋滞長が一番長かったもので500mであり、一般的に渋滞長が長く工事を一旦中止する目安が2kmであることから考えると、比較的短い渋滞長に納まったと考える事ができます。

(※平成26年8月9日～平成26年8月17日)

7. 「香嵐溪もみじまつり」「小原四季桜まつり」開催中道路工事を抑制します

路上工事抑制区間

※平成 25 年実績



11月に「香嵐溪もみじまつり」が開催され、国道153号は主要アクセス経路となることから、観光客が集中し大変混み合います。

そこで紅葉シーズンの渋滞対策として、国道153号を管理する名古屋国道事務所、もみじまつりを主催する豊田市、迂回路の県道管理者の愛知県（豊田加茂建設事務所）、所轄警察署（足助警察署）が一体となって紅葉シーズンの足助地区（香嵐溪のある地区）の交通の円滑化に向けて、路上工事の抑制に取り組みます。

また、同時期に「小原四季桜まつり」が開催され、主要アクセス経路となる国道419号（管理者愛知県）についても路上工事の抑制に取り組みます。

香嵐溪もみじまつり 工事抑制路線一覧

番号	路線名	箇所	抑制期間	時間
①	国道153号	カ石インター東交差点～香嵐溪～豊岡交差点（足助バイパス含む）	11月1日（金）から 12月1日（日）まで	終日
②	県道豊田明智線	平戸橋西交差点～下川口交差点		
③	県道瀬戸設楽線	下川口交差点～豊岡交差点		
④	県道久木中金線	中金町日影交差点～久木交差点		

小原四季桜まつり 工事抑制路線一覧

番号	路線名	箇所	抑制期間	時間
⑤	国道419号	深見設楽交差点（サークルK豊田深見店北）～「川見四季桜の里」前	11月10日～11月24日	終日

8. おわりに

一般的に路上工事抑制期間とは、ゴールデンウィーク、お盆期間、年末年始、年度末と考えられていますが、道路利用者や地域の立場に立って考えて、それぞれの地域特性に合った路上工事をきめ細かく行うことが大切です。名古屋国道事務所、愛知県、豊田市、みよし市等は道路利用者や地域住民の声を生かし、地域特性に合わせた路上工事をより良いものにしようと改善しています。